

# 浄化槽で

未来へつなぐ

ふるさとの水



保守  
点検

清掃

法定  
検査

ご存知ですか？

浄化槽使用者の



## 「3つのルール」

詳しくは裏面をご覧ください

# 浄化槽の維持管理は 法律で義務付けられています

浄化槽の機能を十分に発揮するために、適正な維持管理にご協力ください



## 保守 点検

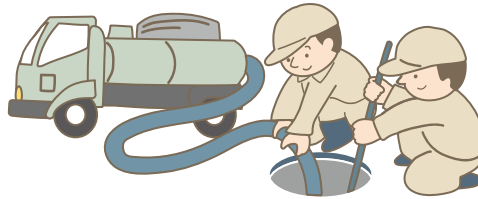
浄化槽の機能を維持させるもの  
(汚泥の堆積状況の把握、ブロワ等機器の点検、消毒剤の補充)

- 〈必要回数〉  
毎年3回以上  
(浄化槽の種類、大きさ等により異なる)
- 〈依頼先〉  
県または鳥取市で登録を受けた保守点検業者
- 〈命令に違反した場合〉  
6月以下の懲役又は100万円以下の罰金 (浄化槽法第62条)

## 清掃

浄化槽の機能を回復させるもの  
(汚泥の引き抜き、付属装置の洗浄、内部の異常の確認)

- 〈必要回数〉  
毎年1回以上  
(浄化槽の種類、使用状況等により異なる)
- 〈依頼先〉  
市町村の許可を受けた清掃業者
- 〈命令に違反した場合〉  
6月以下の懲役又は100万円以下の罰金 (浄化槽法第62条)



## 法定 検査

(第11条検査)

保守点検及び清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているか否かを確認するもの  
(外観検査、水質検査、書類検査)

- 〈必要回数〉  
毎年1回
- 〈依頼先〉  
県の指定検査機関  
(公益財団法人鳥取県保健事業団)
- 〈命令に違反した場合〉  
30万円以下の過料  
(浄化槽法第66条の2)



使用を開始するとき、使用を休止するとき、または使用する人が変わるときは、  
浄化槽がある地域の総合事務所、市役所または町役場へ

浄化槽設置場所	連絡先	電話番号
鳥取市	鳥取市役所 下水道経営課	0857-30-8392
岩美町	岩美町役場 建設水道課	0857-73-1567
若桜町	若桜町役場 地域整備課 (浄化槽の設置)	0858-82-2239
	若桜町役場 町民課 (浄化槽の維持管理)	0858-82-2233
智頭町	智頭町役場 税務住民課	0858-75-4114
八頭町	八頭町役場 上下水道課	0858-72-3973
倉吉市	倉吉市役所 環境課	0858-22-8168
三朝町	鳥取県中部総合事務所 環境・循環推進課	0858-23-3278
湯梨浜町	湯梨浜町役場 町民生活課	0858-35-5318
琴浦町	琴浦町役場 上下水道課	0858-55-7807

浄化槽設置場所	連絡先	電話番号
北栄町	北栄町役場 地域整備課 上下水道室	0858-37-3119
米子市	米子市役所 下水道営業課	0859-34-1387
境港市	境港市役所 下水道課	0859-47-1118
日吉津村	鳥取県西部総合事務所 環境・循環推進課	0859-31-9322
大山町		
南部町		
伯耆町		
日南町		
江府町	日野町役場 建設水道課	0859-72-0350
日野町		

### 保守点検・清掃に関する相談

一般社団法人鳥取県浄化槽協会  
 東部支部 TEL 0857-26-9597  
 中部支部 TEL 0858-26-5197  
 西部支部 TEL 0859-32-7570

### 法定検査の依頼

公益財団法人 鳥取県保健事業団  
 環境検査課 TEL 0857-30-4859  
 環境検査課 西部分室 TEL 0859-21-3343



鳥取県生活環境部 自然共生社会局 水環境保全課  
 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地  
 電話 0857-26-7401

とりネット 浄化槽  検索